

恣意的な衆議院解散を許していいのか？



衆議院議員 谷田川 元

4月に行われた統一地方選挙で、何と言っても一番注目を集めたのが、大阪のダブル選挙だったと思います。現職の知事が辞めて市長選へ、現職の市長が辞めて知事選へ立候補するという前代未聞の出来事でした。公職選挙法第259条の2で、知事や市町村長が自らの都合で辞職し、その出直し選挙に立候補し当選した場合、当初の残りの任期しかできないことになっているための対抗措置でした。どうしてこのような規定ができたのか調べてみました。

昭和26年4月の第2回統一地方選挙から昭和30年4月の統一選まで、実に17人の知事が途中辞職しその後の選挙に立候補しています。そのほとんどが前倒しで選挙をやれば自分に有利との判断で辞職しています。これについて、現在の総務省の前身である自治庁は昭和26年10月19日の朝日新聞で次のように述べています。

「知事という有利な立場をさらに有利にするため、抜き打ち的な選挙を行えば、それは選挙の公正を害することとなり、ひいては住民の真の意思が選挙の結果にあらわれて来ないことにならないか」と痛烈に批判しています。

こうした状況を受けて、昭和31年の法改正で、途中辞職後の選挙の立候補は禁止となりましたが、これでは厳し過ぎるとの意見があり、昭和37年に現在の規定に改正されたのです。すなわち、知事や市町村長が、自らの選挙を有利にするため恣意的に選挙日程を設定することを規制しているのです。

さて、国政に目を転じてみると、過去2回の衆議院選挙は、まさに抜き打ち的な選挙でした。安

倍総理は、選挙情勢を探る世論調査を綿密に行い、今やれば与党が勝てるとの結論に至り、解散を強行しました。衆議院解散については、昭和27年8月に吉田内閣が断行したいわゆる『抜き打ち解散』が憲法違反であると当時改進黨の議員であった苦米地義三氏が提訴し、一審では解散は無効との判決が下されました。ところが最終的に最高裁判決で、政治性の高い国家統治行為であるので、司法の審査になじまないという所謂統治行為論で棄却されてしまいました。しかし、過去2回の解散は、政治性の高い統治行為というよりも、勝てるなら今やるしかない、まさに党利党略以外の何ものでもありません。このようなことが、許され続けていいのでしょうか？

2000年に地方分権一括法が施行され、それまでは、国と地方の上下関係が規定されていましたが、今や国と地方は対等なはずです。知事や市町村長に恣意的な選挙日程の設定をさせないようにしている一方で、そのお手本となるべき総理大臣には何らお咎めなしというのは、不公平と言わざるを得ないと思います。

我が国の議院内閣制のお手本と言われるイギリスでは、今から8年前に2011年議会任期固定法を制定し、内閣の解散権を制約しています。すなわち、内閣不信任決議案の可決または庶民院で3分の2以上の多数で解散を決議した場合を除き、議会総選挙は5年ごとに実施されることになったのです。我が国でも、このような法律を制定する必要があると強く感じています。そのためにも、自分勝手な解散は許されないとの世論を盛り上げていきたいと思っています。